

令和7年度 健全化判断比率等に関する説明資料

1 健全化判断比率及び資金不足比率 (P 1)

2 健全化判断比率及び資金不足比率に関する会計区分等 (P 5)

3 普通会計決算状況分析主要指標 (P 6)

(参考) 普通会計決算状況分析主要指標の見方 (P 7)

令和7年度 健全化判断比率及び資金不足比率について

1. 健全化判断比率〔財政の早期健全化・再生に関する判断比率〕

○早期健全化基準を超える場合：自主的な改善努力による財政健全化（財政健全化計画の策定（議会の議決）、外部監査の義務付け）

○財政再生基準を超える場合：国等の関与による確実な再生（財政再生計画の策定（議会の議決）、外部監査の義務付け、地方債の起債の制限）

	説 明	令和7年度決算に基づく比率	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	「一般会計等」を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率	－（－）	13.56%	20.00%
連結実質赤字比率	「全会計」を対象とした実質赤字（又は資金の不足額）の標準財政規模に対する比率	－（－）	18.56%	30.00%
実質公債費比率	「一般会計等」が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率	11.2%（11.0%）	25.0%	35.0%
将来負担比率	「一般会計等」が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率	－（－）	350.0%	－

※「一般会計等」…角田市の場合は一般会計のみ対象、「全会計」……角田市の場合は東根財産区特別会計を除く

※（ ）は令和6年度決算に基づく比率

2. 資金不足比率〔公営企業の経営健全化に関する判断比率〕

○経営健全化基準を超える場合：経営健全化計画の策定（議会の議決）、外部監査の義務付け

	説 明	会計区分	令和7年度決算に基づく比率	経営健全化基準
資金不足比率	公営企業ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率	水道事業会計	－（－）	20.0%
		下水道事業会計	－（－）	
		産業用地造成事業特別会計	－（－）	

※（ ）は令和6年度決算に基づく比率。

健全化判断比率等の概要について

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

○ 一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率（令和7年度決算では実質赤字額はなし）

・実質赤字額 = 繰上充用額 + （支払繰延額 + 事業繰越額）

繰上充用額：歳入不足のため、翌年度歳入を繰り上げて充用した額（なし）

支払繰延額：実質上歳入不足のため、支払を翌年度に繰り延べた額（なし）

事業繰越額：実質上歳入不足のため、事業を繰り越した額（なし）

・標準財政規模（標準的な状態で通常収入されると見込まれる経常一般財源の額）

= 標準税収入額等（4,769,213千円）+ 普通交付税（4,046,069千円）+ 臨時財政対策債発行可能額（0千円）

= 8,815,282千円

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}\{ (A+B) - (C+D) \}}{\text{標準財政規模}}$$

○ 全会計を対象とした実質赤字額（又は資金の不足額）の標準財政規模に対する比率

（令和7年度決算では実質赤字額又は資金の不足額を生じた会計はなし）

A：一般会計及び公営企業（地方公営企業法適用企業・非適用企業）以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額（なし）

B：公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額（なし）

C：一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額（596,027千円）

D：公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額（899,584千円）

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})} \quad \text{の3か年平均}$$

○ 一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率

- ・ 地方債の元利償還金：1,612,675 千円
- ・ 準元利償還金（①～⑤の合計額）：636,118 千円
 - ① 満期一括償還地方債について、償還期間を 30 年とする元金均等年賦償還をした場合の 1 年当たりの元金償還金相当額（なし）
 - ② 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち公営企業債の償還に充てたと認められるもの（455,181 千円）
 - ③ 組合・地方開発事業団（組合等）への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの（179,198 千円）
 - ④ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの（1,739 千円）
 - ⑤ 一時借入金の利子（なし）
- ・ 特定財源（住宅使用料、都市計画税等）：186,132 千円
- ・ 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額：1,224,277 千円
- ・ 標準財政規模：8,815,282 千円

※ 令和 7 年度の単年度の実質公債費比率は、上記の算式により 11.04444%になるが、令和 5 年度、令和 6 年度の単年度の比率はそれぞれ 11.80627%、10.92130%となっているので、3 か年平均は 11.2%になる。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

○ 一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

・ 将来負担額（①～⑧の合計額）：25,146,757 千円

① 一般会計等の地方債現在高（14,515,249 千円）

② 債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第5条各号の経費等に係るもの）（なし）

③ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰出見込額（7,056,143 千円）

④ 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額（1,533,359 千円）

⑤ 退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）のうち、一般会計等の負担見込額（1,991,376 千円）

⑥ 地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額及び公的信用保証に係る損失補償見込額（なし）

⑦ 連結実質赤字額（なし）

⑧ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額（50,630 千円）・充当可能基金額：11,503,130 千円

・ 特定財源見込額（住宅使用料、都市計画税等）：1,930,006 千円

・ 地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額：14,601,017 千円

・ 標準財政規模：8,815,282 千円

・ 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額：1,224,277 千円

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

○ 公営企業ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率

（令和7年度決算では、いずれの会計も資金の不足額はなし）

資金の不足額：一般会計等の実質赤字に相当するものとして公営企業会計ごとに算定した額（なし）

事業の規模：料金収入など主たる営業活動から生じる収益等に相当する額

水道事業会計（626,374 千円） 下水道事業会計（273,210 千円） 産業用地造成事業特別会計（0 千円）

健全化判断比率及び資金不足比率に関する会計区分等

一般会計等	一般会計			実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率		
	一般会計等に属する特別会計	公債管理	勤労者福祉共済						
		母子寡婦福祉資金貸付	その他事業						
公営事業会計	一般会計等以外の特別会計のうち 公営企業に係る特別会計以外の特別会計	国民健康保険	○	駐車場					
		介護保険	○	交通災害共済					
		後期高齢者医療	○	公営競技					
		農業共済		公立大学付属病院					
		老人保健医療		有料道路					
		介護サービス							
公営企業会計	公営企業に係る会計 (地公企法を適用する事業又は 地財令第46条の事業)	法適用企業・法非適用企業	水道事業	○	病院	資金不足比率 (会計ごとに算定)			
			簡易水道		市場				
			工業用水道		と畜場				
			交通		宅地造成				○
			電気		下水道（農集排含む）				○
			ガス		観光施設				
			港湾整備		その他法適用事業				
一部事務組合・広域連合		宮城県市町村職員退職手当組合	○	宮城県後期高齢者医療広域連合	○				
		仙南地域広域行政事務組合	○	宮城県市町村非常勤消防団員補償報償組合	○				
		宮城県市町村自治振興センター	○	みやぎ県南中核病院企業団	○				

※○は、角田市の健全化判断比率及び資金不足比率に関する会計区分等です。

令和7年度 普通会計決算状況分析主要指標

角田市における主要指標の推移(10か年)

単位: % (財政力指数を除く)

項目 年 度	財 政 力 指 数	実質収支 比 率	経常一般 財源比率	経常収支 比 率	義務的経費 比 率	投資的経費 比 率	財 調 現在高比率	積 立 金 現在高比率	地 方 債 現在高比率	実質赤字 比 率	連結実質 赤字比率	実質公債費 比 率	将来負担 比 率
平成 27 年度	0.50	4.8	92.9	97.5	36.5	18.2	25.0	36.9	170.5	－	－	8.0	76.9
平成 28 年度	0.50	4.7	94.5	96.9	38.3	17.4	23.5	37.4	179.8	－	－	7.0	82.9
平成 29 年度	0.50	4.7	93.6	99.2	39.9	17.3	19.5	33.1	183.8	－	－	6.6	90.9
平成 30 年度	0.51	5.2	92.9	103.0	38.4	19.4	17.3	29.4	189.8	－	－	7.1	105.2
令和 元 年度	0.52	5.3	93.3	105.2	35.3	11.6	18.0	39.6	197.8	－	－	8.2	97.6
令和 2 年度	0.52	5.6	93.5	98.8	26.0	14.3	18.5	53.0	202.6	－	－	9.2	79.5
令和 3 年度	0.50	6.7	96.0	90.7	35.0	12.5	20.4	73.8	194.1	－	－	9.7	37.3
令和 4 年度	0.50	6.8	96.1	99.7	35.9	12.5	24.0	84.5	197.9	－	－	9.9	17.2
令和 5 年度	0.50	4.3	98.6	98.7	32.3	11.9	19.9	97.6	192.9	－	－	10.7	7.2
令和 6 年度	0.50	4.4	101.4	95.3	34.6	5.8	19.3	110.8	177.3	－	－	11.0	－
令和 7 年度	0.49	4.7	101.3	97.1	32.9	7.7	15.5	120.5	164.7	－	－	11.2	－

※ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、いずれも赤字でないことから「－」と表記しています。

※ 令和7年度の将来負担比率は、充当可能財源等が将来負担額を上回ったため「－」と表記しています。

～普通会計決算状況分析主要指標の見方～

1. 財政力指数……基準財政収入額／基準財政需要額で表され、この数値が1に近く、あるいは超えるほど財政力が強いとみることができる。3か年平均の数値。

2. 実質収支比率……標準財政規模に対する実質収支の割合である。通常この比率は3～5％程度が望ましいとされている。
(算式) (実質収支額／標準財政規模)×100

3. 経常一般財源比率……毎年度経常的に収入され、かつ自由にその用途を決定することのできる財源の標準財政規模に対する割合である。この比率が高いほど財政運営は弾力的であるといえる。
(算式) (経常一般財源収入額／標準財政規模)×100

4. 経常収支比率……財政構造の弾力性をみるうえで最も重要な比率であり、人件費、扶助費、公債費等のように容易に縮減することのできない経常的経費に、市税、普通交付税等を中心とする経常的な一般財源がどの程度充当されているかを測定しようとするものである。
(算式) (歳出総額のうち経常的経費に充当した一般財源／歳入総額のうち広義の経常的一般財源)×100

5. 義務的経費比率……歳出総額に対する義務的経費の割合である。
(算式) (人件費＋扶助費＋公債費)／歳出総額×100

6. 投資的経費比率……歳出総額に対する投資的経費の割合である。
(算式) (普通建設事業費＋災害復旧事業費＋失業対策事業費)／歳出総額×100

7. 財調現在高比率・積立金現在高比率……標準財政規模に対する財政調整基金(積立金現在高比率:財政調整基金＋減債基金＋特定目的基金)現在高の割合である。この比率が高いほど将来に対する蓄えが大であるといえる。
(算式) (財政調整基金年度末現在高／標準財政規模)×100
(積立金年度末現在高／標準財政規模)×100

8. 地方債現在高比率……標準財政規模に対する地方債現在高の割合である。
(算式) (地方債年度末現在高／標準財政規模)×100

9. 実質赤字・連結実質赤字比率……一般会計等(連結実質赤字比率:特別会計等の全会計を含む)を対象とした実質赤字(連結実質赤字比率:実質赤字又は資金不足額)の標準財政規模に対する比率。

10. 実質公債費比率……一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率で、3か年平均の数値。(以前の地方債発行の指標であった「起債制限比率」から、平成18年度より下水道など公営企業債の返済に充てられた繰出金なども債務として算定する。地方債協議(届出)制度の下、この比率が18％以上になると、地方債の発行に際し許可が必要となる。)

11. 将来負担比率……一般会計等において、今後、将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する割合である。

《注》 **標準税収入額等**……(基準財政収入額－地方譲与税－交通安全対策特別交付金－市民税所得割における税源移譲相当額の25%－地方消費税交付金のうち引上げ分の25%)×100／75
＋地方譲与税＋交通安全対策特別交付金

【R7:4,769,213千円】

標準財政規模……その地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模をいう。(標準税収入額等＋普通交付税額＋臨時財政対策債発行可能額)

【R7:8,815,282千円】